平成２８年（フ）第４７９号
静岡市駿河区桃園町４番29号　サンピュアピーチタウン201
債務者　良知伊久男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１号
北海道旭川市春光７条９丁目３―31　レオパレスＨＩＲＯＴＳＵ　204号室、住民票上の住所北海道旭川市秋月１条１丁目10番２号
債務者　木島　義光
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０４号
北海道旭川市宮下通24丁目６番地　エステート宮下24　101号
債務者　小池　　眞
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
北海道旭川市７条西４丁目２番７号　北條マンション102
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０８号
北海道旭川市７条西４丁目２番７号　北條マンション102
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
愛媛県大洲市東大洲30番地
債務者　清水かおり
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後３時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１３９号
釧路市中園町７番15号　楓マンション201
債務者　佐藤　美保
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午前10時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
岩手県宮古市南町２番１号　三上荘２階５号、旧住所岩手県宮古市西町３丁目１番12号伊藤方
債務者　田原二三男
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第３５７号
栃木県宇都宮市富士見町９番３号　上原市営住宅３号棟101号室
債務者　伊澤マリ子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９０号
栃木県矢板市大槻264番地14
債務者　伊藤　英孝
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９１号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅14号棟43号室
債務者　岡野　麻美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９４号
栃木県さくら市氏家3462番地１
債務者　瀧澤　孝夫
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９５号
栃木県さくら市氏家3462番地１
債務者　瀧澤　良江
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９７号
栃木県下野市下石橋587番地９
債務者　吉岡加代子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７１号
岡山市北区北長瀬本町３番18―３号
債務者　丸山　昌巳（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部